

# 関西農業食料工学会規約

(昭和 25. 6. 制定 )  
(昭和 50. 4. 第 9 条 改正)  
(昭和 55. 4. 第 3 条 改正)  
(昭和 59. 4. 第 6 条 改正)  
(平成 8. 4. 第 9 条 改正)  
(平成 13. 4. 第 6 条 改正)  
(平成 17. 6. 第 2 条 改正)  
(平成 17. 6. 第 8 条 改正)  
(平成 17. 6. 第 9 条 改正)  
(平成 18. 3. 第 3 条～第 13 条 改正)  
(平成 24. 4. 第 4 条, 第 8 条～第 10 条 改正)  
(平成 25. 9. 第 1 条, 第 3 条, 第 5 条, 第 9 条, 第 11 条～第 13 条 改正)  
(平成 27. 12. 第 2 条 改正)  
(平成 31. 3. 第 5 条, 第 6 条, 第 9 条, 第 11 条～第 13 条 改正)  
(令和 2. 1. 第 1 条, 第 2 条, 第 4 条～第 12 条 改正)

- 第 1 条 本会は関西農業食料工学会（以下「本会」）と称する。
- 第 2 条 事務局は、原則として会長の所属する機関内とし、所在地も同じとする。
- 第 3 条 本会は、農業機械、農業機械化、農業施設及び食料・生物資源の工学的処理等、農業食料工学に関連した学術・技術の進歩発展を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会は次の事業を行う。  
(1) 講演会を開く  
(2) 会報を発行する  
(3) その他適当な事業
- 第 5 条 京都 大阪 兵庫 岡山 広島 島根 鳥取 石川 福井 岐阜 愛知 三重 滋賀 奈良 和歌山 徳島 香川 愛媛 高知の 2 府 17 県に在住する一般社団法人農業食料工学会会員をもって本会会員とする。
- 第 6 条 本会に会長 1 名、常務幹事 1 名、幹事約 30 名をおく。幹事は、関西ブロック在住の一般社団法人農業食料工学会代議員をもってこれに当て、会長は幹事の互選によって定める。会長は幹事の中から常務幹事 1 名を委嘱する。
- 第 7 条 会長は正会員のうちから前条にかかげる幹事以外に幹事候補者若干名を推薦し幹事会出席の過半数の承認を得て幹事とすることができる。
- 第 8 条 役員任期は 2 ヶ年とする。ただし、会長は連続して 3 期以上重任できない。
- 第 9 条 本会会員は名誉会員、永年会員、正会員、学生会員、団体会員および購読会員の 6 種とする。なお、名誉会員及び永年会員の資格は農業食料工学会会則に準ずるものとし、その推薦は幹事会において出席者の過半数の賛同を得て行うものとする。
- 第 10 条 本会会員は次のとおり会費を前納するものとする。ただし、名誉会員と永年会員は会費を納める必要がない。  
(1) 正会員 年額 2,000 円  
(2) 学生会員 年額 1,000 円  
(3) 団体会員 年額 10,000 円  
(4) 購読会員 年額 2,000 円
- 第 11 条 本会の経費は会費、寄付金および一般社団法人農業食料工学会よりの補助金をもってこれにあてる。
- 第 12 条 本会の会計年度は一般社団法人農業食料工学会の会計年度と同じとする。
- 第 13 条 この規約を変更するには幹事会を開いて出席者の過半数の同意を得なければならない。

## 附則

この規約は、令和 2 年 1 月 1 日より施行する。